

(法第10条第1項関係様式例)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

#### (1) 社会経済情勢および問題点

近年、福岡県を含む地域社会では、少子高齢化や雇用の不安定化、貧困、家庭内暴力、障がい者や刑務所出所者の社会的孤立など、複合的な課題が深刻化している。特に、地域で生活基盤を失った人々や支援を受けにくい立場にある人々は、行政や既存の制度だけでは十分に支えきれず、「働くこと」「暮らすこと」「つながること」のいずれかが欠けたまま、社会的排除の状態に陥っている現状がある。

また、地域住民の支援意識は高まっているものの、具体的な受け皿や伴走支援の体制が不足しており、社会的孤立を防ぐための地域福祉拠点の整備が急務となっている。

#### (2) 法人の行う事業が不特定かつ多数の者の利益に寄与するゆえん

本法人は、障がい者、DV被害女性、生活困窮者、刑務所出所者など、さまざまな背景をもつ人々が地域の中で安心して生活し、自立できる社会を実現することを目的として、就労支援・生活支援・居住支援・更生保護支援を一体的に実施する。

これらの事業は、特定の個人や団体の利益を目的とするものではなく、社会的弱者の自立を支援し、地域全体の福祉・安全・共生の促進に寄与するものである。地域企業・行政・福祉機関・ボランティア等との連携を通じて、誰もが安心して暮らせる共生社会の形成に資する公共性の高い活動である。

#### (3) 法人格が必要となった理由

これまでの個人や任意団体による支援活動では、行政・企業との正式な協定締結や補助金・助成金の申請が困難であり、継続的・組織的な支援を行うには限界があった。

法人格を取得することにより、事業の社会的信頼性を高め、安定的な運営基盤を確立し、地域との協働を一層推進することができる。さらに、雇用契約に基づく就労支援や、利用者・職員・地域住民が共に参画できる仕組みを整備することで、持続可能な支援体制を構築することを目的としている。

### 2 法人の設立を發起し、申請するに至った動機や経緯

#### (活動実績)

代表者はこれまで、地域において障がいのある方や、家庭環境・経済状況・人間関係などの理由により孤立しがちな方々の相談支援や生活サポート、就労に向けた助言などを個人・任意の形で行ってきた。特に、働きたい

のに環境が整わない方、支援につながりにくい若年層、生活基盤が不安定な方、DV 被害者、シングルマザー、精神的不調を抱える方など、多岐にわたる相談が寄せられていた。

しかし、任意の支援活動では、支援メニューの提供に限界があり、継続的に寄り添う体制や、行政・関係機関との正式な連携が困難であった。また、相談者の状況に応じた就労支援や生活支援、福祉サービスへのつなぎなどを行う際、より専門的かつ組織的な対応が求められていた。

地域では、障がいのある方が安心して働ける場所や、生活の悩みを気軽に相談できる拠点が依然として不足している現状があった。こうした課題を前に、個人の活動ではなく、正式な法人格を持つ団体として責任ある支援を行い、地域と連携しながら長期的・継続的に事業を運営する必要性を強く感じたことが、設立を發起する大きな動機となった。

そこで、就労継続支援 A 型・B 型・就労移行支援を中心とし、将来的には共同生活援助（グループホーム）や生活困窮者支援など、多面的な支援を提供できる拠点を構築するため、「特定非営利活動法人 Clover's」の設立を決意した。

本法人は、これまでの支援経験と地域のニーズを基盤として、誰もが孤立せず、「働く・暮らす・つながる」ことを実現できる地域社会づくりに寄与することを目指し、今回の申請に至ったものである。

---

2025 年 10 月 27 日

特定非営利活動法人 Clover's  
設立代表者 氏名 綱脇 雄也